

# I 総括

## 1 沿革

- 昭和16年 6月 茂原町高師 395-2 番地の県有地面積 1,577.05 m<sup>2</sup>、庁舎建築面積 400.1 m<sup>2</sup> 管轄区域は、5町 21村で発足する。
- 22年 保健所法改正により保健所の整備、業務の拡大、職員の増員により総務課、業務課の 2 課で構成され、特に結核予防、受胎調節、新生活運動を重点に活動を展開する。
- 28年 6月 茂原市に集団下痢（茂原下痢症）が発生。患者 7,191 名、本邦疫学史上特異な事件として国を挙げての防疫活動となる。7月終息宣言
- 29年 4月 衛生課、予防課が新設される。
- 37年 本納町に集団赤痢発生。患者 206 名
- 40年 4月 保健指導課が新設され、保健衛生事業の推進を図る。
- 42年 4月 茂原市高師に犬抑留所改築される。
- 44年 2月 新庁舎（鉄筋 2 階建延面積 831 m<sup>2</sup>）完成。
- 44年 4月 茂原地区食品衛生監視機動班設置される。
- 49年 4月 検査課が新設され、検査体制が整備される。
- 53年 1 1月 茂原市住民からコレラ患者が発生。54年 2月終息宣言。
- 56年 4月 衛生課のと畜検査業務が南総食肉衛生検査所に移管される。
- 61年 3月 犬抑留所閉鎖される。
- 平成 元年 4月 環境保全課が設置される。
- 3年 9月 茂原市茂原 1102-1 長生合同庁舎へ移転。
- 3年 9月 長生村・茂原市赤痢発生。患者 9 名。防疫活動に入る。  
10月 16日終息宣言。
- 4年 4月 組織改正により、食品広域監視班が設置される。
- 5年 4月 組織改正により、環境保全課が環境保全班となる。
- 9年 4月 組織改正により、総務課・環境保全対策室・企画調整班・地域指導班  
疾病対策班・食品衛生班・食品広域監視班・環境衛生班・検査班の  
1 課 1 室 7 班体制となる。
- 12年 4月 組織改正により、総務課・企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課  
生活衛生課・食品広域監視班・環境保全対策室の 5 課 1 室 2 班体制となる。
- 13年 4月 組織改正により、環境保全業務が長生支庁県民環境課へ移管され、総務課  
企画調整班・地域指導課・疾病対策課・検査課・生活衛生課・食品広域  
監視班の 5 課 2 班体制となる。
- 16年 4月 組織改正により、長生支庁社会福祉課と統合し、長生健康福祉センター  
（長生保健所）となり、総務企画課・地域保健福祉課・生活保護課・  
健康生活支援課・広域検査課・食品広域監視班の 5 課 1 班体制となる。
- 20年 4月 組織改正により、広域検査課が検査課に、食品広域監視班が食品機動監視  
班となる。
- 24年 4月 組織改正により、食品機動監視班が食品機動監視課となり現在に至る。

表1 歴代所長

	氏 名	在 任 年 月 日
初代	牛 山 猪三男	昭和16. 8. 1 ~ 昭和17. 7. 31
2代	北 原 圭 三	昭和17. 8. 1 ~ 昭和18. 8. 31
3代	沖 山 鎌三郎	昭和18. 9. 1 ~ 昭和29. 3. 31
4代	大 塚 信 義	昭和29. 4. 1 ~ 昭和35. 3. 31
5代	稲 田 正 實	昭和35. 4. 1 ~ 昭和37. 3. 31
6代	宍 倉 俊	昭和37. 4. 1 ~ 昭和39. 3. 31
7代	丸 山 正 雄	昭和39. 4. 1 ~ 昭和43. 3. 31
8代	多 留 通 矩	昭和43. 4. 1 ~ 昭和44. 3. 31
9代	斉 藤 英 夫	昭和44. 4. 1 ~ 昭和48. 3. 31
10代	今 野 邦 雄	昭和48. 4. 1 ~ 昭和52. 3. 31
11代	鈴 木 貞 三	昭和52. 4. 1 ~ 昭和55. 3. 31
12代	斉 藤 実	昭和55. 4. 1 ~ 昭和56. 6. 15
13代	日下部 茂 樹	昭和56. 6. 16 ~ 昭和59. 3. 31
14代	浅 野 誠 (心得)	昭和59. 4. 1 ~ 昭和60. 3. 31
15代	鷺 谷 健 次 (兼)	昭和60. 4. 1 ~ 昭和60. 4. 10
16代	山 田 裕 巳	昭和60. 4. 11 ~ 昭和62. 3. 31
17代	小 倉 敬 一	昭和62. 4. 1 ~ 平成 2. 3. 31
18代	安 井 成 美	平成 2. 4. 1 ~ 平成 3. 3. 31
19代	西 村 明	平成 3. 4. 1 ~ 平成 6. 3. 31
20代	堀 部 治 男	平成 6. 4. 1 ~ 平成 8. 3. 31
21代	内 田 佐太臣	平成 8. 4. 1 ~ 平成10. 3. 31
22代	碧 井 猛	平成10. 4. 1 ~ 平成15. 3. 31
23代	藤 木 哲 郎	平成15. 4. 1 ~ 平成18. 3. 31
24代	大 野 由記子	平成18. 4. 1 ~ 平成21. 3. 31
25代	松 本 良 二	平成21. 4. 1 ~ 平成22. 3. 31
26代	一 戸 貞 人	平成22. 4. 1 ~ 平成25. 3. 31
27代	久 保 秀 一	平成25. 4. 1 ~ 平成26. 3. 31
28代	井 上 孝 夫	平成26. 4. 1 ~ 平成28. 3. 31
現	大 野 由記子	平成28. 4. 1

## 2 概 要

当管内は茂原市をはじめ1市5町1村の行政区域からなり、その総面積は326.89k㎡、うち郡部の面積は226.97k㎡で地勢は、東は九十九里浜をもって太平洋に接し、西は上総丘陵の尾根を境に市原市に接し、南は一宮町、睦沢町を境に夷隅郡に接し、北は白子町、茂原市本納地区を境に大網白里市に接している。

管内は、外房の地形をよく反映している。黒潮洗う美しい九十九里浜の海岸地域には、テニスコートやスポーツ施設、宿泊施設等が整備され、海洋リゾート地域を形成し、海水浴、サーフィン、テニス等を楽しむ来遊客が多い。上総丘陵地域は、安らぎの自然休養施設等が整備され、水と緑に恵まれた豊かな自然環境とふれ合うことができる。

また、中央部には、組立型産業を中心とした外房の中核都市があり、歴史的な神社仏閣と観光スポットが点在している。気候風土は、温暖で農・畜産物、海産物等の自然の幸に恵まれている。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯等の概況

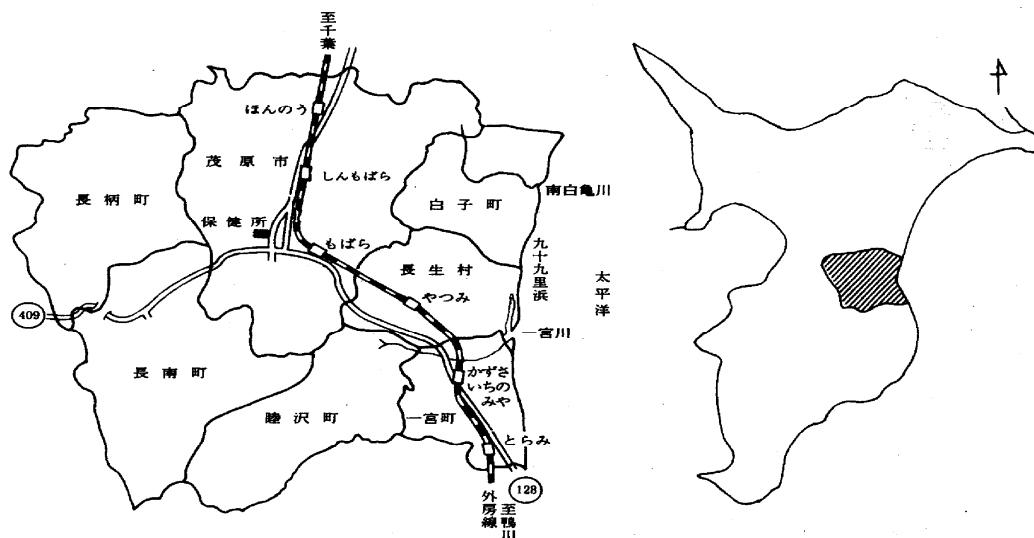
表3-(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	59,680	149,484	457.3	326.89
茂原市	37,339	89,422	894.9	99.92
一宮町	4,831	12,455	542.2	22.97
睦沢町	2,459	7,025	197.4	35.59
長生村	5,396	14,285	504.9	28.29
白子町	4,212	11,318	411.6	27.50
長柄町	2,625	7,000	148.6	47.11
長南町	2,818	7,979	121.8	65.51
県 総 数	2,764,874	6,308,561	1,223.2	5,157.61

出典：(人口)令和元年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 令和元年10月1日現在、全国都道府県市区町村別面積調

図3-(1) 管内地図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和元年の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口は、10.2%、15歳～64歳までの生産年齢構成人口は55.9%、65歳以上の高齢人口は、33.9%で、県平均(12.1%・61.1%・26.8%)に比し年少人口及び生産年齢人口が低く、高齢人口の割合が高くなっている。

管内の令和元年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

表3-(2)ア 年齢構成の推移

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
管内	15	164,406	21,944	13.3	109,156	66.4	33,306	20.3	0	0.0
	20	162,110	19,445	12.0	104,284	64.3	38,381	23.7	0	0.0
	25	156,416	17,375	11.1	95,243	60.9	43,798	28.0	0	0.0
	29	151,923	15,925	10.5	86,546	57.0	49,452	32.6	0	0.0
	30	150,767	15,568	10.3	85,003	56.4	49,452	32.8	0	0.0
	元	149,484	15,173	10.2	83,568	55.9	50,741	33.9	0	0.0
茂原市	15	96,192	13,480	14.0	65,761	68.4	16,951	17.6	0	0.0
	20	95,501	12,087	12.7	62,815	65.8	20,599	21.6	0	0.0
	25	92,569	10,733	11.6	57,481	62.1	24,355	26.3	0	0.0
	29	90,715	9,864	10.9	52,870	58.3	27,981	30.8	0	0.0
	30	90,091	9,610	10.7	52,055	57.8	28,426	31.6	0	0.0
	元	89,422	9,372	10.5	51,256	57.3	28,794	32.2	0	0.0
一宮町	15	12,155	1,561	12.8	7,651	62.9	2,943	24.2	0	0.0
	20	12,362	1,503	12.2	7,595	61.4	3,264	26.4	0	0.0
	25	12,453	1,582	12.7	7,334	58.9	3,537	28.4	0	0.0
	29	12,388	1,566	12.6	6,893	55.6	3,929	31.7	0	0.0
	30	12,454	1,585	12.7	6,890	55.3	3,979	31.9	0	0.0
	元	12,455	1,541	12.4	6,924	55.6	3,990	32.0	0	0.0
睦沢町	15	8,203	941	11.5	5,259	64.1	2,003	24.4	0	0.0
	20	7,812	787	10.1	4,851	62.1	2,174	27.8	0	0.0
	25	7,441	692	9.3	4,323	58.1	2,426	32.6	0	0.0
	29	7,211	693	9.6	3,823	53.0	2,695	37.4	0	0.0
	30	7,093	678	9.6	3,671	51.8	2,744	38.7	0	0.0
	元	7,025	668	9.5	3,586	51.0	2,771	39.4	0	0.0

(単位：人)

	年	総人口	年少人口 0歳～14歳		生産年齢人口 15歳～64歳		高齢人口 65歳～		不詳	
				%		%		%		%
長生村	15	14,898	2,089	14.0	9,702	65.1	3,107	20.9	0	0.0
	20	15,120	1,941	12.8	9,616	63.6	3,563	23.6	0	0.0
	25	14,934	1,766	11.8	9,040	60.5	4,128	27.6	0	0.0
	29	14,522	1,520	10.5	8,320	57.3	4,682	32.2	0	0.0
	30	14,429	1,461	10.1	8,254	57.2	4,714	32.7	0	0.0
	元	14,285	1,400	9.8	8,103	56.7	4,782	33.5	0	0.0
白子町	15	13,689	1,578	11.5	8,862	64.7	3,249	23.7	0	0.0
	20	13,087	1,292	9.9	8,173	62.5	3,622	27.7	0	0.0
	25	12,294	1,144	9.3	7,154	58.2	3,996	32.5	0	0.0
	29	11,583	1,040	9.0	6,195	53.5	4,348	37.5	0	0.0
	30	11,448	1,023	8.9	6,025	52.6	4,400	38.4	0	0.0
	元	11,318	1,021	9.0	5,886	52.0	4,411	39.0	0	0.0
長柄町	15	8,683	1,157	13.3	5,483	63.1	2,043	23.5	0	0.0
	20	8,358	919	11.0	5,287	63.3	2,152	25.7	0	0.0
	25	7,735	732	9.5	4,677	60.5	2,326	30.1	0	0.0
	29	7,185	594	8.3	3,999	55.7	2,592	36.1	0	0.0
	30	7,120	592	8.3	3,865	54.3	2,663	37.4	0	0.0
	元	7,000	559	8.0	3,750	53.6	2,691	38.4	0	0.0
長南町	15	10,586	1,138	10.8	6,438	60.8	3,010	28.4	0	0.0
	20	9,870	916	9.3	5,947	60.3	3,007	30.5	0	0.0
	25	8,990	726	8.1	5,234	58.2	3,030	33.7	0	0.0
	29	8,319	648	7.8	4,446	53.4	3,225	38.8	0	0.0
	30	8,132	619	7.6	4,243	52.2	3,270	40.2	0	0.0
	元	7,979	612	7.7	4,063	50.9	3,304	41.4	0	0.0

(注) 資料は、千葉県年齢別・町丁字別人口調査(登録人口)による。(令和元年4月1日現在)

図3－(2) 長生健康福祉センター管内年齢5歳階層別人口構成図

(令和元年4月1日現在)

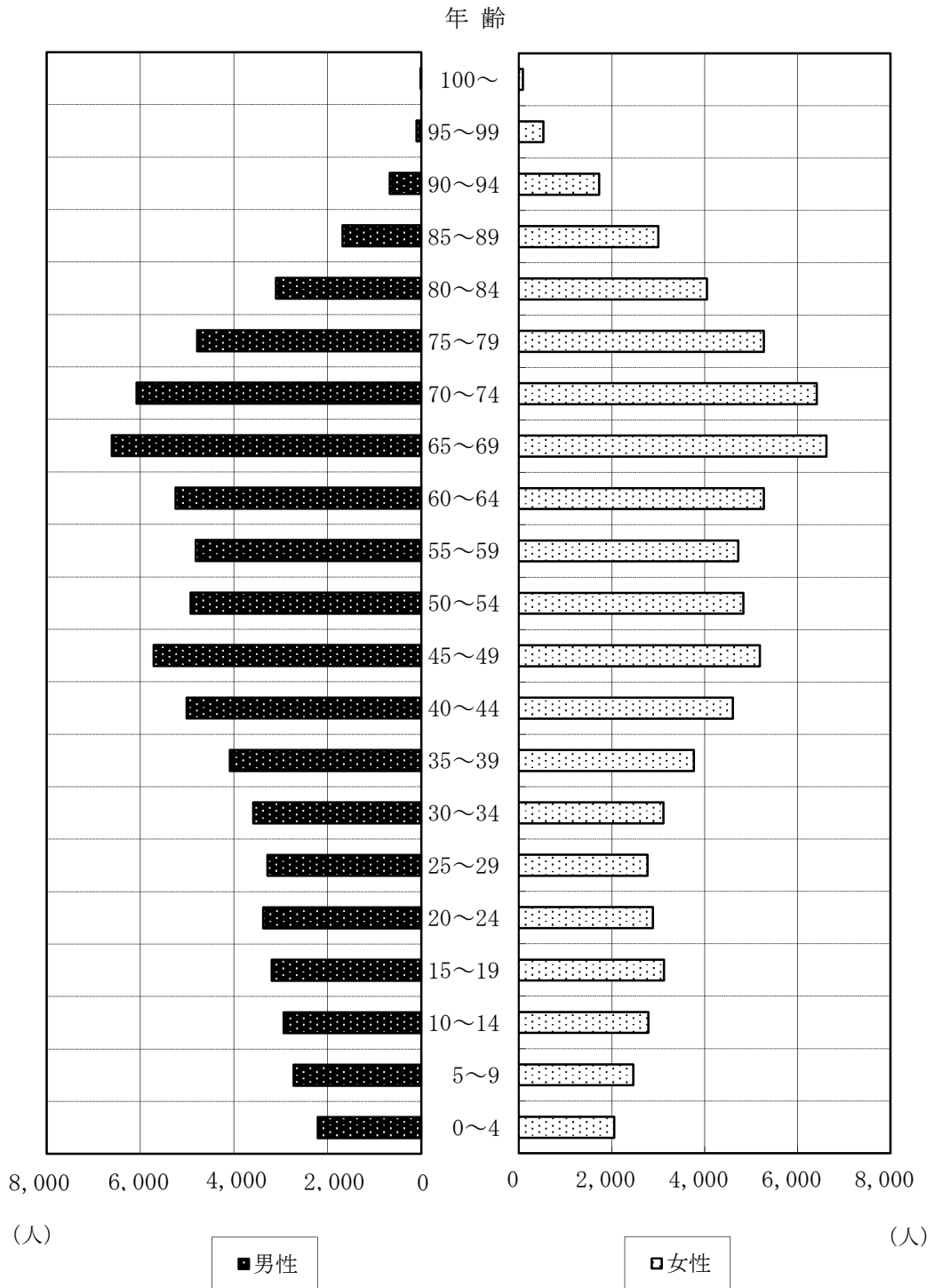


表3 - (2) - Ⅰ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口

(単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口							
		0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	
管内 総数	149,484	4,262	5,186	5,725	6,316	6,264	6,054	6,752	7,853	9,613	10,900	
男	74,124	2,209	2,724	2,936	3,192	3,376	3,280	3,586	4,085	5,007	5,714	
女	75,360	2,053	2,462	2,789	3,124	2,888	2,774	3,116	3,768	4,606	5,186	
茂原市 総数	89,422	2,648	3,185	3,539	3,884	3,893	3,901	4,271	4,852	5,901	6,849	
男	44,250	1,369	1,672	1,787	1,970	2,068	2,109	2,239	2,524	3,054	3,564	
女	45,172	1,279	1,513	1,752	1,914	1,825	1,792	2,032	2,328	2,847	3,285	
一宮町 総数	12,455	439	561	541	543	502	429	544	742	961	965	
男	6,152	235	304	283	280	286	244	287	356	494	518	
女	6,303	204	257	258	263	216	185	257	386	467	447	
睦沢町 総数	7,025	187	244	237	267	240	240	316	338	402	409	
男	3,416	101	116	130	123	115	127	170	182	206	215	
女	3,609	86	128	107	144	125	113	146	156	196	194	
長生村 総数	14,285	358	465	577	690	725	552	580	722	945	1,019	
男	7,126	179	246	299	352	412	316	307	367	497	520	
女	7,159	179	219	278	338	313	236	273	355	448	499	
白子町 総数	11,318	282	345	394	377	406	393	484	533	648	726	
男	5,686	144	176	209	205	229	203	261	275	346	400	
女	5,632	138	169	185	172	177	190	223	258	302	326	
長柄町 総数	7,000	161	195	203	274	250	241	269	301	400	462	
男	3,559	85	114	98	131	128	138	156	179	228	251	
女	3,441	76	81	105	143	122	103	113	122	172	211	
長南町 総数	7,979	187	191	234	281	248	298	288	365	356	470	
男	3,935	96	96	130	131	138	143	166	202	182	246	
女	4,044	91	95	104	150	110	155	122	163	174	224	
千葉県 総数	6,308,561	236,766	257,784	270,792	289,823	330,346	328,586	358,568	397,285	463,651	523,407	
男	3,147,608	121,454	132,709	138,829	149,018	170,960	171,526	186,646	206,154	240,929	271,618	
女	3,160,953	115,312	125,075	131,963	140,805	159,386	157,060	171,922	191,131	222,722	251,789	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和元年4月1日現在）

年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～
管内 総数	9,756	9,538	10,522	13,227	12,491	10,062	7,149	4,683	2,404	626	101
男	4,921	4,816	5,245	6,608	6,077	4,785	3,101	1,682	672	97	11
女	4,835	4,722	5,277	6,619	6,414	5,277	4,048	3,001	1,732	529	90
茂原市 総数	6,025	5,737	5,943	7,540	7,262	5,940	3,999	2,494	1,191	317	51
男	3,039	2,865	2,932	3,726	3,456	2,836	1,749	916	323	48	4
女	2,986	2,872	3,011	3,814	3,806	3,104	2,250	1,578	868	269	47
一宮町 総数	733	707	798	961	960	800	589	396	217	60	7
男	375	359	388	467	472	372	236	122	64	9	1
女	358	348	410	494	488	428	353	274	153	51	6
睦沢町 総数	403	431	540	699	684	513	360	286	176	43	10
男	195	215	278	349	332	246	161	106	44	5	0
女	208	216	262	350	352	267	199	180	132	38	10
長生村 総数	1,011	917	942	1,263	1,180	928	674	442	229	56	10
男	519	468	469	642	572	436	300	155	58	9	3
女	492	449	473	621	608	492	374	287	171	47	7
白子町 総数	709	714	896	1,122	1,083	892	607	425	213	60	9
男	350	380	456	579	546	420	272	157	68	8	2
女	359	334	440	543	537	472	335	268	145	52	7
長柄町 総数	415	488	650	757	640	444	389	278	140	37	6
男	203	263	327	398	346	207	173	85	45	4	0
女	212	225	323	359	294	237	216	193	95	33	6
長南町 総数	460	544	753	885	682	545	531	362	238	53	8
男	240	266	395	447	353	268	210	141	70	14	1
女	220	278	358	438	329	277	321	221	168	39	7
千葉県 総数	439,449	368,601	354,857	434,000	425,351	361,741	243,827	141,859	62,577	16,817	2,474
男	228,301	189,411	178,199	211,605	201,482	168,119	107,064	52,679	17,553	2,997	325
女	211,148	179,160	176,658	222,395	223,869	193,622	136,763	89,180	45,024	13,820	2,149



#### 4 健康相談

表4 健康相談及び検査の日

(平成31年4月1日現在)

区 分	曜 日	受付時間	備 考
精神保健福祉相談	① 毎 月 第1火曜日 偶数月 第3火曜日 ② 奇数月 第3火曜日	① 14:00～16:00 ② 14:00～15:00	予約制
エイズ相談 HIV等抗体検査	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	① 13:00～14:00 ② 17:30～18:30	相談：随時受付 検査：予約制
性感染症検査	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	① 13:00～14:00 ② 17:30～18:30	予約制
肝炎ウイルス検査	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	① 13:00～14:00 ② 17:30～18:30	予約制
骨髄バンクドナー 登録受付	第1火曜日	10:00	予約制
腸内細菌検査	第1・2・3・4火曜日	9:00～11:00	有料
D V 相 談	来所相談：火曜日 電話相談：月曜日から金曜日	9:00～17:00	来所相談：予約制
家庭児童相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
母子父子自立支援	月曜日から金曜日	9:00～17:00	
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日から金曜日	9:00～17:00	

## 5 各種委員会

### (1) 長生健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表 5- (1) 運営協議会委員名簿

(令和元年 9 月 1 日現在)

現 職 名	氏 名
茂原市長	田 中 豊 彦
一宮町長	馬 淵 昌 也
睦沢町長	市 原 武
長生村長	小 高 陽 一
白子町長	林 和 雄
長柄町長	清 田 勝 利
長南町長	平 野 貞 夫
茂原市長生郡医師会長	鈴 木 秋 彦
茂原市長生郡歯科医師会長	道 脇 健 一
外房薬剤師会長生地区会長	永 島 潤 一
千葉県看護協会長夷地区部会長	亀 田 日 出 子
千葉県獣医師会長生地区支部長	富 山 久 利
県議会議員	酒 井 茂 英
県議会議員	鶴 岡 宏 祥
県議会議員	市 原 淳
茂原市社会福祉協議会長	鬼 島 義 昭
一宮町婦人会長	渡 邊 年 子
長生保健所管内食品衛生協会会長	中 村 勇
茂原商工会議所女性会長	林 は る み
長生保健所管内栄養士会長	中 田 と み 子
長生保健所管内食生活改善協議会長	小 高 智 恵 子

(順不同・敬称略)

(2) 長生保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条に基づき、設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、あるいは第 20 条第 4 項及び第 26 条による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5- (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 2 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
ポ プ ラ ク リ ニ ッ ク	鈴 木 秋 彦
山 之 内 病 院	端 迫 清
大 木 医 院	大 木 専 一 郎
麻 生 司 法 書 士 事 務 所	麻 生 武
元 千 葉 県 職 員	吉 野 貞 子

## 6 機構及び事務内容

(令和元年12月1日現在)

センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	総企画課	1	庶務、人事、文書收受及び財産に関すること						
			2	予算、決算、経理及び物品会計に関すること						
			3	給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関すること						
			4	医療関係の許認可及び諸届等に関すること						
			5	薬事法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法に関すること						
			6	献血推進に関すること						
			7	災害・健康危機管理に関すること						
			8	地域保健医療計画に関すること						
			9	保健、医療、福祉に関する情報の収集、整理に関すること						
			7名	10	人口動態統計及び衛生上の統計に関すること					
副センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	地域保健福祉課	1	保健師に関すること						
			2	母子・成人・老人・歯科保健に関すること						
			3	衛生教育に関すること						
			4	栄養改善・調理師法の施行に関すること						
			5	児童扶養手当・特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の事務に関すること						
			6	精神保健及び精神障害者の福祉に関すること						
			7	指定難病等医療費助成に関すること						
			8	民生委員及び児童委員に関すること						
			9	家庭及び児童の調査相談・指導に関すること						
			10	母子・父子及び寡婦家庭の相談指導に関すること						
			11	児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の事務に関すること						
			12	介護保険に関すること						
			13名	13	配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること					
			14	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県条例に関すること						
副センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	健康生活支援課	1	感染症予防法の施行に関すること						
			2	難病対策に関すること						
			3	予防接種法の施行に関すること						
			4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること						
			5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること						
			6	食品衛生法等に関すること						
			7	ふぐ取り扱い等に関すること						
			8	狂犬病予防法、動物の保護・管理に関すること						
			9	興行場・公衆浴場・旅館・理美容所・クリーニング所等に関すること						
			10	温泉法・水道施設等に関すること						
			11	住居衛生に関すること						
			12	建築物の衛生的環境の確保に関すること						
			13名	13	食品・環境関係業者の衛生教育に関すること					
			14	健康危機対策に関すること						
副センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	生活保護課	1	生活保護法の事務に関すること						
			9名							
			副センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	検査課	1	臨床、腸内細菌、感染症、食中毒、食品衛生検査に関すること (夷隅・山武保健所管内を含む)			
						7名				
						副センター長(技) 1名	副センター長(事) 1名	食品機動監視課	1	食品製造業、大規模小売店舗、旅館業及び特定給食施設等の監視指導並びに食品の収去に関すること (夷隅・山武保健所管内を含む)
									6名	

## 7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和元年12月1日現在)

	センター長 (所長)	副センター長 (次長)	総務企画課	地域保健福祉課	生活保護課	健康生活支援課	検査課	食品機動監視課	計
合計	1	2	7	13	9	13	7	6	58
医師	1								1
事務		1	3	6	9 (1)				19 (1)
薬剤師			2			3		1	6
管理栄養士				3 (1)				2	5 (1)
精神保健福祉士				1					1
保健師		1		3		5			10
臨床検査技師							6 (1)		6 (1)
診療放射線技師						1			1
獣医師						2		2	4
その他の技術職員			1			1 (1)	1	1 (1)	4 (2)
その他の職員			1			1			2
(再掲)	食品衛生監視員	1				6 (1)		6	12 (1)
	環境衛生監視員	1				6 (1)			7 (1)

\* ( ) 内は課長再掲